

太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中小企業者の開発意欲を助長し、もってその競争力強化と発展を図ることを目的として、地域産業の振興に寄与する中小企業者が行う新製品及び新商品の開発に要する経費について太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、市内に主たる事業所を有するものをいう。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体であって、前号に規定する中小企業者を主たる構成員とするもの
- (3) 特定の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が群馬県内に主たる事業所を有する第1号に規定する中小企業者であるもの

2 この規則において「小規模企業者」とは、前項第1号に規定する中小企業者のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

3 この規則において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所を有するものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、中小企業者が行う地域課題の解決に資する事業や地域特色を生かした事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業
- (3) 同一の事業計画で国（国所管の独立行政法人等を含む。）又は群馬県が実施する他の補助金等の交付決定を受けている事業
- (4) 各種法令に違反する事業
（補助金の交付対象者）

第4条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行う中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する中小企業者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一

の大企業者が所有している中小企業者

(3) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者

(4) 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う新製品及び新商品の開発事業のために必要な別表に定める経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（補助対象者が小規模企業者である場合にあっては、5分の4以内の額）とし、1件につき40万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査、現地調査等により、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する際に必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更の承認）

第10条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするときは、速やかに、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認をする際に必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止の承認）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金補助事業中止（廃止）承認書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認をする際に必要な条件を付することができる。

（補助事業遅滞等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金に係る補助事業遅延報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告及び指示）

第13条 補助事業者は、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金補助事業遂行状況報告書（様式第8号）により補助事業の遂行状況を別に定める期日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、必要に応じて中間検査等を行うものとする。

3 市長は、前項の中間検査等を行った結果、交付決定の内容及びこれに付した条件（以下「交付決定内容等」という。）に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該交付決定内容等に従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から15日以内又は交付決定を受けた会計年度内の別に定める日までに、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金補助事業実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、その内容に係る書類の審査、完了検査等により、その成果が交付決定内容等に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知し、当該補助金を交付するものとする。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金に係る財産処分承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満のものについては、この限りでない。

3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その全部又は一部を市に納付させることができる。

(実施結果の企業化)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、事業実施年度の終了後3年間、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金に係る企業化状況の報告について(様式第12号)により当該補助事業に係る企業化状況報告を行わなければならない。

3 補助事業者は、市が行う中小企業の研究開発推進事業及び各種振興事業について、市長の依頼に基づき、その結果の発表、展示等により協力するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が交付決定内容等又はこの規則に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第19条 補助事業者は、第10条の規定により交付決定が変更され、又は前条の規定により交付決定の全部若しくは一部が取り消されたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を市長の定める期限内に返還しなければならない。

(理由の提示)

第20条 市長は、補助事業の遂行の指示又は交付決定の取消し等をするときは、補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(調査)

第21条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(債権譲渡の禁止)

第22条 補助事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは当該情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限

定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なく開示し、又は公表してはならない。

3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の規定を遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

4 前3項の規定は、補助事業の完了後（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）においても有効とする。

（その他）

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年5月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助事業者については、第15条から第23条までの規定は、この規則の失効後も、なおその効力を有する。

（太田市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金交付規則の廃止）

3 太田市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金交付規則（平成21年太田市規則第48号）は、廃止する。

（太田市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金交付規則の廃止に伴う経過措置）

4 前項の規定による廃止前の太田市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金交付規則の規定により太田市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金の交付の決定を受けた者については、同規則第14条から第16条まで、同規則第17条第3項及び第4項並びに同規則第18条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有す

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の太田市ぐんまDX技術革新補助金交付規則の規定により交付決定を受けた太田市ぐんまDX技術革新補助金については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和7年3月31日から施行する。

補助対象経費一覧表

経費区分	経費区分 (内訳)	内容
原材料費		原材料及び副資材の購入に要する経費
機械装置費 工具器具費		機械装置又は工具器具の購入、改良、据付、借用等に要する経費
委託費	外注加工費	外注加工に要する経費
	外部協力費	大学や公設試験研究機関等との共同研究に要する経費、補助内容に関する試験等に要する経費、外部からの各種専門家（技術士、民間企業の技術者等）の指導受入に要する経費
	市場調査費	市場ニーズを捉えるために要する経費
	システム開発費	デジタル技術の利活用やシステム開発に要する経費
	クラウドファンディング導入経費	クラウドファンディングプロジェクト開始のために要する経費
システム開発費 (自社でシステム開発を行う場合)		システム開発に要する人件費 <u>補助対象人件費＝人件費単価×直接作業時間</u>
クラウドサービス利用費		クラウドサービスの利用に関する経費
知財出願費		研究開発成果の知財出願に要する弁理士費用
その他経費		上記のほか、市長が特に必要と認める経費

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）太田市長

申請者住所

（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付申請書

【開発テーマ： 】

年度太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金の交付を下記のとおり申請します。

なお、自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しないことを誓約します。このことに関して必要な場合には、群馬県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙補助事業計画書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費	金	円
交付申請額（市町村・県合計）	金	円
<u>交付申請額（太田市）</u>	<u>金</u>	<u>円</u>

3 添付書類

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

申請者住所

（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

様

太田市長



年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた、 年度太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金
については、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付規則（以下「規則」という。）第8条第1項の規
定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の内容は、 年 月 日付けで申請のあつたとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合は、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分、この配分された経費の額に対応する補助対象経費及び補助金の額の区
分は、別表のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとの実支出額（決算額）に該当補助率を乗じて得た額（千
円未満切捨て）の合計額と交付決定額（市・県合計）（ 円）のいずれか低い方の額の2分
の1の範囲内とする。
- 5 規則第10条第1項に規定する「補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするとき」と
は、次のいずれかに該当するときをいう。
 - (1) 交付決定額（市・県合計）の30%以上の変更を希望するとき。
 - (2) 補助事業の目的及び実施方法等について大幅な変更を希望するとき。

（宛先）太田市長

申請者住所
（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名
（法人にあつては、名称及び代表者名）

年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金変更承認申請書

【開発テーマ： 】

年 月 日付け 第 号で交付決定があつた上記補助事業の計画
（事業内容・経費配分）を変更したく、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更事項（詳細かつ具体的に記載すること。）

- 2 変更理由（変更事項ごとに詳細かつ具体的に記載すること。）

- 3 添付書類（変更の理由を証する書類を添付すること。）

申請者住所

（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

様

太田市長



年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行い、年 月 日付けで変更承認申請のあった、年度太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金については、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付規則（以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、下記のとおり交付について、変更決定したので通知します。

記

- 1 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金の変更交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びその内容は、年 月 日付け変更承認申請のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分、この配分された経費の額に対応する補助対象経費及び補助金の額の区分は、別表のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分毎の実支出額（決算額）に該当補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）の合計額と交付決定額（市・県合計）（円）のいずれか低い方の額の2分の1の範囲内とする。
- 5 規則第10条第1項に規定する「補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするとき」とは、次のいずれかに該当するときをいう。
 - (1) 交付決定額（市・県合計）の30%以上の変更を希望するとき。
（減額のみであり、かつ、補助事業の目的及び実施方法等の変更を伴わない場合を除く。）
 - (2) 補助事業の目的及び実施方法等について大幅な変更を希望するとき。

（宛先）太田市長

申請者住所

（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金補助事業中止(廃止)承認申請書

【開発テーマ： 】

年 月 日付け 第 号（ 年 月 日付け 第 号で変更決定）で交付決定があつた上記補助事業の計画を（ 中止 ・ 廃止 ）したく、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）理由（詳細かつ具体的に記載すること。）

- 2 添付書類（中止（廃止）の理由を証する書類を添付すること。）

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

申請者住所

（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

様

太田市長



年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金補助事業中止（廃止）承認書

年 月 日付け 第 号（ 年 月 日付け 第 号で変更決定）
で交付決定を行い、 年 月 日付けで（中止・廃止）承認申請のあった、 年
度太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金については、申請のとおり事業の（中止・廃止）を承認
します。

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）太田市長

申請者住所

（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金に係る補助事業遅延等報告書

【開発テーマ： 】

年 月 日付け 第 号（ 年 月 日付け 第 号で変更決定）で
交付決定があつた上記補助事業の遅延等について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況

- 2 補助事業に要した経費

- 3 遅延等の内容及び原因

- 4 遅延に対してとつた措置

（宛先）太田市長

申請者住所
（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名
（法人にあつては、名称及び代表者名）

年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金補助事業遂行状況報告書
[年 月 日現在]

【開発テーマ： 】

年 月 日付け 第 号（ 年 月 日付け 第 号で変更決定）で交付決定があつた上記補助事業の遂行状況について、次のとおり報告します。

1 遂行状況

（記載上の注意）

- ・申請内容と対応させ、現段階における開発経過とその成果を詳細に記載すること。
- ・開発日程と実績を比較して、遅速のある場合はその理由を記載すること。

2 経費の執行状況

- ・別紙のとおり

（宛先）太田市長

申請者住所
（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名
（法人にあつては、名称及び代表者名）

年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金補助事業実績報告書

【開発テーマ： 】

年 月 日付け 第 号（ 年 月 日付け 第 号で変更決定）で交付決定があつた上記補助事業を 年 月 日付けで（完了・廃止）しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開発結果報告書
- 2 決算総表（収支明細書）
- 3 取得財産等管理台帳
- 4 振込口座指定書
- 5 添付書類
 - ・
 - ・
 - ・

様式第10号（第14条関係）

第 号
年 月 日

申請者住所
（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名
（法人にあつては、名称及び代表者名）

様

太田市長



年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号（ 年 月 日付け 第 号で変更決定）をも
って交付決定を行った 年度太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金については、 年 月
日付けで提出された補助事業実績報告書に基づき、その額を 円に確定したので通知します。

（宛先）太田市長

申請者住所

（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金に係る財産処分承認申請書

【開発テーマ： 】

年 月 日付け 第 号（ 年 月 日付け 第 号で変更決定）
をもって交付決定通知があつた上記の補助事業に関し、下記の財産を処分したく、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業により取得した財産の品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分の方法

- 4 処分の理由

（宛先）太田市長

申請者住所
（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

申請者氏名
（法人にあつては、名称及び代表者名）

年度 太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金に係る企業化状況の報告について
【 年度 報告分】

年 月 日付け 第 号（ 年 月 日付け 第 号で変更決定）をもって交付決定通知があつた上記補助金に係る補助事業に関し、 年度の企業化状況について、調査票のとおり報告します。

事業実施年度	
開発テーマ	

回答担当者	(部署・役職)	
電話番号	(氏名)	
E-mail		

※ 本調査は、太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金で取り組んだ、技術・製品開発における事業化や特許権化等の状況成果について、事業終了後3年間、報告を行うものです。